

久慈地方振興局長告示第 27 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条第 1 項の規定により認定した総合的設計による建築物に係る一団地の区域及び縦覧場所は、次のとおりである。

平成 18 年 10 月 17 日

久慈地方振興局長 宮 舘 壽 喜

- 1 対象区域 九戸郡野田村大字野田第 36 地割 149 番 1、150 番 1、151 番、152 番、153 番、189 番 1 及び 187 番
- 2 縦覧場所 久慈地方振興局土木部